

奈良県告示第三百七十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、令和五年三月十七日馬司土地改良区の定款の変更を認可した。

令和五年三月二十八日

奈良県知事 荒井正吾